

第26回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年8月9日(金)

午前8時55分～午前10時05分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第26回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和元年8月9日(金) 午前8時55分～午前10時05分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(8名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

4. 8月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員

3番 瓜生 保司 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(株●●●● 代表取締役 ●●●●)

③ 農地利用集積計画の承認について

[推進機構あっせん事業]

(2) 報告案件

① 農用地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖

開 会 8 時 5 5 分

議長 おはようございます。本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 26 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番瓜生保司委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条申請関係 1 件、農地法第 5 条申請関係 1 件、農用地利用集積計画関係 1 件となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、これより現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が田園にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●●氏、申請地が 3 ページの字図にありますように、大字別府字北浦 3 5 9 8 番、地目が畑、面積が 3 8 2 m²です。

農地区域は農業振興地域外となっています。
現在管理を行っている●●●●氏に対して贈与を行うもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

続きまして、4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が福岡市の株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が田園にお住まいの●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように田園三丁目854番6 他4筆、地目が田、合計面積が692.68㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は2区画の宅地分譲です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。7ページが現況平面図、8ページが土地利用計画図、9ページが造成計画図、10ページが断面図、11ページが給排水計画図、12ページが事業計画書、13ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然放流、汚水及び生活雑排水は公共下水道への接続となっております。14ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして、15ページをお開きください。付議案件③農用地利用集積計画の承認についてでございます。譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲渡人が老良にお住まいの●●●●氏で、申請地が17ページの字図にありますように、大字老良字村下381番1 他2筆、地目が田、合計面積が3,154㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。所有権の移転時期は8月末を予定しています。本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介による農地の売買に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について、推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。今後は中間市の●●●●●氏へ機構から売り渡す議案を提案する予定となっております。以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 1 分

－ 現地調査後 －

再 開 9 時 5 5 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 (8 番) ●●●●さんが2年前に体を壊しまして、管理ができないということで、いどこにあたります●●さんに全面的に任せて名義も変更するという事です。特に問題は無いと思われまのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員
(7番) 先程現地を見られた通りでございます。特に問題ないと思いま
すので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件②農地
法第5条の規定による許可申請について原案のとおり承認さ
れる農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。
続いて付議案件③について発言のある委員は挙手願います。

推進機構あっせん事業に関する質疑応答

これより採決に移ります。付議案件③農用地利用集積計画の承
認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。
それでは報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の18ページをお開きください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。
利用権の合意解約ですが、3筆3,154㎡について合意解約
が出てきております。なお、こちらの利用権の合意解約ですが、
付議案件③の農用地利用集積計画に付随するもので、農地の売
買が行われるため合意解約となっております。
以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございま

すか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、それでは、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 熊本県大津町の農業委員会の視察の件について説明。

議長 それでは、皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第26回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。まだまだ暑いですので体調管理には十分注意してください。ありがとうございました。

閉 会 10時 05分